

学校保健安全法に基づく学校感染症一覧

○下記の感染症に罹患したときは、直ちに学校に連絡し医師の指示のもと出席を控えてください。
医師の指示する期間は出席停止とし、欠席扱いにはなりませんので、治療に専念してください。

○登校後、担任より「学校感染症による欠席届」をお渡ししますので、保護者をご記入の上、担任へご提出ください。

分類	感染症名	主要症状	感染経路	主な潜伏期間	出席停止の期間（※注4）
第1種	（※注1）				治癒するまで
第2種	インフルエンザ（※注2）	高熱、悪寒、関節痛、呼吸器の炎症症状	飛沫、接触	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	頑固で激しい咳	飛沫、接触	7～10日	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発熱、咳、鼻汁、目やに、発疹、粘膜のカタル症状	空気、飛沫	8～12日	発疹に伴う発熱が解熱した3日を経過するまで
	流行性耳下腺（おたふくかぜ）	耳下腺や顎下腺の腫れと圧痛	飛沫、接触	16～18日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発熱、発疹、リンパ節の腫れと圧痛	飛沫、接触	16～18日	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	発熱（軽～中程度） 発疹→水泡→かさぶた	空気、飛沫、接触	14～16日	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	高熱、結膜炎、咽頭炎	飛沫、接触	2～14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	咳、発熱、疲れやすさなど	空気、飛沫	（※注5）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐など	飛沫	4日以内	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	（※注3）				病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※注1 第1種の感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）

※注2 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）

※注3 第3種の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性赤斑（りんご病）、感染性胃腸炎（ノロウイルス）等）

※注4 第2種の出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

※注5 結核の潜伏期間は、2年以内、特に6ヶ月以内に多いが、初期結核後、数十年経って、症状が出現することもある。